

今治市医師会市民病院 院内感染対策指針

今治市医師会市民病院
感染対策委員会

1. 院内感染対策に関する基本的な考え方

本院は患者中心の医療を基本理念とした安心安全な医療を提供に努めている。

全ての職員が感染防止に留意し、標準予防策を日常的に実施し、院内感染発生の際にはその原因の速やかな特定、制圧、終息を図ることが重要である。院内感染防止対策をすべての職員が把握し、指針に則った適切な医療の提供ができるよう本指針を策定する。

2. 院内感染防止対策のための委員会

院内感染防止対策推進のために院内感染防止委員会を設置。

月1回委員会の開催を行う。

委員会での協議内容

- (1) 院内感染防止対策指針及びマニュアルを作成し見直し
- (2) 院内感染対策に関する資料を収集し、職員へ周知する
- (3) 職員研修を企画する
- (4) 隔離基準（薬剤耐性菌）の感染症が発生した場合、速やかに発生原因を究明して対策を立案し、対策を実行すべく全職員に周知徹底を図る
- (5) 必要に応じて患者へ情報提供を行い、患者の疑問、不安にこたえると同時に、患者家族の感染防止に対する協力を得る

3. 感染対策チーム(ICT)

- (1) ICTメンバーは医師・看護師・（薬剤師）・検査技師・事務員から構成され

院内感染対策全般に関する事項の具体的な提案、実行、評価などを行う

ICTは1週間に1回ラウンドを行う

- (2) 検査科において病棟の微生物学検査の状況を記した「感染情報レポート」を週1回作成し報告する

4. 院内感染対策のための従業員に対する研修に関する基本方針

- (1) 全職員を対象に年2回以上研修会を開催する。又必要に応じて臨時開催する
- (2) 新入職員を対象に研修会を行う
- (3) 病院委託業者を対象とする研修会を年1回開催する（本年度検討）
- (4) 研修会の実施内容（開催日時、出席者、研修内容）について記録する
- (5) 研修会に出席できなかった職員のために資料やDVDを保存しより多くの職員が最新の知見が得られるような環境を整える

5. 感染症の発生状況の報告に関する基本方針

- (1) 院内感染症が疑われる事例が発生した場合は本院の感染対策マニュアルに従って直ちに主治医、院長、感染防止委員長、師長に報告する
- (2) 検査センターに提出した検体から検出された微生物の同定、分離頻度、薬剤感受性成績の報告を定期的に行う。隔離菌が同定された場合迅速に病棟・関係各所に連絡する
- (3) 病棟ではICTメンバーが主治医と協力して感染症の状況を把握し、院内感染と思われる症例があれば直ちに感染防止委員会に報告する

6. 院内感染発生時の対応に関する基本方針

- (1) 発生時は臨時感染防止委員会を開催し速やかに原因を究明し、改善策を立案、実践する
又対策を実践するために全職員への周知徹底を図る
- (2) 報告が義務付けられている感染症が特定された時は速やかに保健所へ報告する

7. 患者等に対する該当指針の閲覧に関する基本方針

- (1) 本指針は閲覧を希望し患者・家族が閲覧できるようにする
- (2) 患者・家族への疾病の説明とともに、理解を得たうえで感染対策の協力を求める

8. その他院内感染対策推進のための必要な基本方針

- (1) 職員は感染対策マニュアルに沿って手洗いの徹底、マスクの着用の励行など常に感染予防策の順守に努める
- (2) 職員は自らが院内感染源とならないように、定期健康診断を受け日常の健康管理に留意する
- (3) 患者及び見舞客等の外来者の協力が不可欠であり、職員以外への院内感染対策の啓発活動を積極的に行う
- (4) 感染対策に関する地域医療機関との連携強化に努める

令和1年1月8日作成

令和3年4月1日改訂